

中央会会員の皆さんへ



企業を事業経営リスクから守る

建設業用

# ビジネス総合

## 保険制度

建設業総合賠償責任保険

——2020年10月1日以降始期加入用——

加入期間(保険期間)

2020年10月1日午後4時～1年間  
以降毎月1日(2021年9月1日まで)  
午後4時～1年間

最大  
約28%  
割引\*

\*スケールメリットによる割引10%、  
ISO/HACCP割引10%、  
自動車リスク優良割引10%を  
適用した場合

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

# 商品の概要

## 「ビジネス総合保険制度(建設業用)」は、貴社のさまざまなニーズ

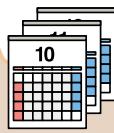
事業活動には、さまざまなリスクがあり、  
賠償等の事故が発生した場合、  
高額な支払いが発生します。

### 費用損害の リスク

#### 工事遅延

工事中に通行人を  
死亡させる事故が発生。  
警察の調査等で工事再開が遅れ、  
工期が2週間伸びた。

損害賠償金 600万円



#### 工事中の事故

高層の作業現場から電気ドリルを  
誤って落とし、通行人がケガをした。

損害賠償金 2,000万円



#### 損害賠償の リスク

#### 地盤崩壊による 事故

掘削工事中に土砂崩れが起り  
周辺住民の建物が損壊した。

損害賠償金 1,000万円



### 貴社

#### 工事の複雑化

#### データ損壊の 復旧

電気設備の修理中に、作業ミスで  
電源を落としてしまい、客先の情報機器内  
データが消失し、復旧費用が発生。

復旧費用 1,000万円



#### ブランド イメージ回復

建設現場で重機が倒れ  
通行人にケガが発生。  
安全対策のためのコンサルタント費用や、  
信頼回復のための広告費用が発生。

広告等費用 1,000万円



#### 働き方改革



#### 損害賠償金

#### 訴訟費用等の諸費用



**ビジネス総合保険制度(建設業用)**で  
さまざまなリスクを包括的に  
補償します。

# にお応えする賠償責任保険です。

記載の金額は損害額のイメージです。

## 建物・設備の 管理不備

事務所で火災が発生し、  
非常口の管理不備で  
お客様に死傷者が出た。

損害賠償金 3億円



## 支給された 資材の破損

発注者から支給された  
据え付け用のエアコンを  
工事中に誤って壊した。

損害賠償金 30万円



## 工事対象物の 損害

建築中のビルが  
台風で損害を受けた。

損害額 800万円



## 休業損害の リスク

### 休業損害

本社ビルに火災が発生。  
1か月業務が停止し、  
休業損失が生じた。  
休業損失 1,000万円



## 自然災害の増加

## 高度情報化

## サイバー攻撃の リスク

### サイバー攻撃

標的型メールを開封してしまい  
お客様の情報が漏えいした。  
損害賠償金 5,600万円  
見舞金等費用 2,000万円



## ●日本国内のリスクを「加入もれ」や「補償の重複」の心配なく補償！

日本国内のすべての施設、業務、生産物等を1つの保険契約(加入)でまとめて補償します。

たくさんの支店や工事があっても保険の加入もれや、補償の重複の心配がありません。

(ご注意)一部対象とならないものがあります。11ページをご確認ください。

## ●簡単な加入手続きで完結！

業種(主業務)と完成  
工事高・売上高を申告

プランと  
オプションを選択

支払限度額と  
免責金額を選択

お見積り

**ご加入**  
(加入申込票の提出・保険料の払込)



# 補償の全体像

ビジネス総合保険制度(建設業用)は次のような事故の場合にお役お客様のニーズに合わせてプランとオプション補償をお選びください

## ワイドプラン

より手厚く補償できるおすすめプランです。

## ベーシックプラン

基本の補償を揃えたスタンダードなプランです。

### 施設リスク

施設の管理不備等により生じた賠償責任の補償

#### 施設の管理不備による事故



身体

財物

資材置場に積んであった材木が崩れ、遊んでいた子どもがケガをした。

#### 設備の管理不備による事故



身体

財物

作業場の看板の留具が腐食していたため看板が落下し、通行人にケガをさせた。

#### 昇降機による事故



身体

財物

事務所ビル内のエレベーターの誤作動により子どもが扉にはさまれてケガをした。

### 業務リスク

業務(仕事)の遂行により生じた賠償責任の補償

#### 業務中の事故



身体

財物

ビル建設工事中に足場が外れて落し、隣接する建物を損壊した。

#### 業務中の事故



身体

財物

ビル外装の塗装中にペンキ缶を落として通行人の衣服を汚した。

#### 海外出張中の事故



身体

財物

海外出張中に誤ってお客様にケガをさせた。

### 生産物・仕事の結果リスク

製造・販売した製品(生産物)または行った仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償

#### 生産物による事故



身体

財物

販売した建築資材に欠陥があったため、購入者がケガをした。

#### 仕事の結果による事故



身体

財物

エアコンの設置の欠陥により漏水が発生し、お客様の住宅の壁を汚した。

#### 生産物または仕事の目的物自体に対する事故



身体

財物

電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生。隣家の壁が焼損し、電気配線自体も破損した。

### その他リスク

上記以外のリスクにも対応します。

自動セット

#### 来訪者 財物損壊補償

財物

事務所内において、来店したお客様から預かった上着を汚してしまった。

#### 人格権侵害 補償

その他

エレベーターの管理不備で、その中にお客さまが閉じ込められ、精神的ショックを与えた。

#### 広告宣伝活動による 権利侵害補償

その他

新聞広告に用いた絵が著作権を侵害しているとして損害賠償請求を受けた。

#### 使用不能 損害拡張補償

その他

工事中にクレーンが倒れ、隣接店の入り口をふさぎ、営業できず、休業損害が発生した。

### オプション 補償

#### 工事物損害 補償



費用  
利益

新築工事の建物から、不審火が発生し、焼損した。

#### サイバー リスク 補償



その他

費用  
利益

業務に使用するパソコンが外部からの不正アクセスにあい、お客様の情報が外部に漏えいした。

## アイコンのご説明

## 損害賠償

**身体** 他人の生命や身体を害し(以下、「身体障害」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

**財物** 他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取された場合に(以下、「財物損壊」といいます。)、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

**その他** 他人への身体障害・財物損壊以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## 費用利益

**費用利益** 偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。

に立ちます。  
さい。(注)

身体

財物

## 給排水管からの漏水による事故



事務所ビル内の給排水管から漏水して、階下の店舗の内装を汚した。

身体

財物

## 構内専用車両による事故



フォークリフトで作業中にお客さまに接触し、ケガをさせた。

身体

財物

## 作業対象物に対する事故



エアコンの据え付け作業中に誤ってお客様の壁を損傷した。

財物

## 従業員の所有自動車による事故



従業員がマイカーで業務中に運転を誤り、通行人に衝突してケガをさせた。

財物

## 不良完成品による事故



製造・納品した部品の欠陥が原因でその部品が組み込まれたお客様の製品が破損した。

## 不良製造品による事故



製造した機械に欠陥があったため、それにより生産された商品が破損した。

財物

## 国外一時持出・流出生産物による事故



国内向けに販売した商品が海外に持ち出され、それを海外で使用したお客様がケガをした。

身体

財物

## 受託物損壊補償

財物



作業場内で、建築工事のために借用したクレーン車を誤って壊しました。



発注者から、住宅に据え付けるために支給されたエアコンを、取り付け中に誤って壊してしまった。



取引先から預かっていた金型を自社の火災により焼失した。



仕事の対象として管理している建物の鍵を紛失し、錠前と鍵の再作成費用を請求された。

## 工事遅延損害補償

その他



ビル建設工事中にクレーンが倒れて隣の建物の壁を破損し、約定した期日より作業終了が2週間遅れた。

## 借用イベント施設損壊補償

財物



イベント開催のために借用したイベント会場を誤って破損した。

## データ損壊復旧費用補償

費用利益



出張修理中にクライアントのパソコン内に記録されていた情報を消失し、情報の復旧に費用がかかった。

## 地盤崩壊危険補償

財物

基礎工事中に、突然に発生した土地の振動により、隣家の壁が崩れた。

## 借用不動産損壊補償

財物

社宅として借用した建物において従業員が誤ってストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。

## 休業損害補償

費用利益



台風により倉庫が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が生じた。

# 基本補償

**基本補償の概要と事故が発生した場合に適用される支払限度額と免責金額をご案内します。**

補償項目	補償の概要																								
<b>施設リスク</b>	 施設の管理不備等により生じた損害賠償責任を補償します。																								
<b>業務リスク</b>	 業務(仕事)の遂行により生じた損害賠償責任を補償します。																								
<b>生産物・ 仕事の 結果 リスク</b>	<table border="1"> <tr> <td><b>生産物または 仕事の目的物自体の損害</b></td><td> 生産物や仕事の目的物自体を損壊した場合の損害賠償責任を ※他人の身体の障害または生産物や仕事の目的物以外の財物の損壊について法律上の損害賠償責任</td></tr> <tr> <td><b>国外一時持出・流出生産物</b></td><td> 日本国内で提供された製品の海外における事故を補償します。</td></tr> </table>	<b>生産物または 仕事の目的物自体の損害</b>	 生産物や仕事の目的物自体を損壊した場合の損害賠償責任を ※他人の身体の障害または生産物や仕事の目的物以外の財物の損壊について法律上の損害賠償責任	<b>国外一時持出・流出生産物</b>	 日本国内で提供された製品の海外における事故を補償します。																				
<b>生産物または 仕事の目的物自体の損害</b>	 生産物や仕事の目的物自体を損壊した場合の損害賠償責任を ※他人の身体の障害または生産物や仕事の目的物以外の財物の損壊について法律上の損害賠償責任																								
<b>国外一時持出・流出生産物</b>	 日本国内で提供された製品の海外における事故を補償します。																								
<b>その他の リスク</b>	<table border="1"> <tr> <td><b>来訪者財物損壊</b></td><td> 来訪者から預かった財物を損壊した場合の損害賠償責任を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>人格権侵害</b></td><td> 不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為 プライバシーの侵害をした場合の損害賠償責任を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>広告宣伝活動による 権利侵害</b></td><td> 広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・ をした場合の損害賠償責任を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>使用不能損害拡張</b></td><td> 財物の損壊を伴わず他人の財物を使用不能とした場合などの 補償します。</td></tr> <tr> <td><b>初期対応費用</b></td><td> 事故現場の取片付けなど事故発生時の緊急的対応のため 補償します。</td></tr> <tr> <td><b>訴訟対応費用</b></td><td> 訴訟時の書類作成等の費用を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>ブランドイメージ回復費用</b></td><td> ブランドイメージの回復に必要な措置等にかかった費用を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>被害者治療費等</b></td><td> 事故発生時の被害者の治療費等を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>受託物損壊</b></td><td> 借用財物、支給財物等の管理・使用する財物を損壊した場合の損害賠 ※修理などのために預かった自動車等は補償対象外です。詳細は15ページを</td></tr> <tr> <td><b>工事遅延損害</b></td><td> 工事の履行が遅延したことにより生じた損害賠償責任を補償します。</td></tr> <tr> <td><b>借用イベント施設損壊</b></td><td> イベント等の開催のために借用した施設に損害を与えた場合の 補償します。</td></tr> <tr> <td><b>データ損壊復旧費用</b></td><td> 第三者のデータを損壊した場合の復旧費用を補償します。</td></tr> </table>	<b>来訪者財物損壊</b>	 来訪者から預かった財物を損壊した場合の損害賠償責任を補償します。	<b>人格権侵害</b>	 不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為 プライバシーの侵害をした場合の損害賠償責任を補償します。	<b>広告宣伝活動による 権利侵害</b>	 広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・ をした場合の損害賠償責任を補償します。	<b>使用不能損害拡張</b>	 財物の損壊を伴わず他人の財物を使用不能とした場合などの 補償します。	<b>初期対応費用</b>	 事故現場の取片付けなど事故発生時の緊急的対応のため 補償します。	<b>訴訟対応費用</b>	 訴訟時の書類作成等の費用を補償します。	<b>ブランドイメージ回復費用</b>	 ブランドイメージの回復に必要な措置等にかかった費用を補償します。	<b>被害者治療費等</b>	 事故発生時の被害者の治療費等を補償します。	<b>受託物損壊</b>	 借用財物、支給財物等の管理・使用する財物を損壊した場合の損害賠 ※修理などのために預かった自動車等は補償対象外です。詳細は15ページを	<b>工事遅延損害</b>	 工事の履行が遅延したことにより生じた損害賠償責任を補償します。	<b>借用イベント施設損壊</b>	 イベント等の開催のために借用した施設に損害を与えた場合の 補償します。	<b>データ損壊復旧費用</b>	 第三者のデータを損壊した場合の復旧費用を補償します。
<b>来訪者財物損壊</b>	 来訪者から預かった財物を損壊した場合の損害賠償責任を補償します。																								
<b>人格権侵害</b>	 不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為 プライバシーの侵害をした場合の損害賠償責任を補償します。																								
<b>広告宣伝活動による 権利侵害</b>	 広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・ をした場合の損害賠償責任を補償します。																								
<b>使用不能損害拡張</b>	 財物の損壊を伴わず他人の財物を使用不能とした場合などの 補償します。																								
<b>初期対応費用</b>	 事故現場の取片付けなど事故発生時の緊急的対応のため 補償します。																								
<b>訴訟対応費用</b>	 訴訟時の書類作成等の費用を補償します。																								
<b>ブランドイメージ回復費用</b>	 ブランドイメージの回復に必要な措置等にかかった費用を補償します。																								
<b>被害者治療費等</b>	 事故発生時の被害者の治療費等を補償します。																								
<b>受託物損壊</b>	 借用財物、支給財物等の管理・使用する財物を損壊した場合の損害賠 ※修理などのために預かった自動車等は補償対象外です。詳細は15ページを																								
<b>工事遅延損害</b>	 工事の履行が遅延したことにより生じた損害賠償責任を補償します。																								
<b>借用イベント施設損壊</b>	 イベント等の開催のために借用した施設に損害を与えた場合の 補償します。																								
<b>データ損壊復旧費用</b>	 第三者のデータを損壊した場合の復旧費用を補償します。																								

基本補償の支払限度額  
(1事故、保険期間中につき)

5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円  
6億円 7億円 8億円 9億円 10億円

右から選択します。

基本補償の支払限度額はこの保険契約で支払う1加入者あたりの保険期間中の総支払限度額となります。  
一部の補償については、個別に支払限度額・免責金額を設定しています。詳細は、5ページから8ページをご確認ください。

基本補償の  
免責金額  
(1事故につき)

なし 1万円 3万円  
5万円 10万円 30万円  
50万円 100万円

右から選択します。

プラン おすすめ

エコノミー ベーシック ワイド

支払限度額  
(1事故・保険期間中につき)免責金額  
(1事故につき)

	支払限度額 (1事故・保険期間中につき)	免責金額 (1事故につき)	プラン	おすすめ
	基本補償の支払限度額	基本補償の免責金額	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
	基本補償の支払限度額	基本補償の免責金額	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
なって生じた損害	基本補償の支払限度額	基本補償の免責金額	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
補償します。 を負担する場合に限ります。	1,000万円		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	1,000万円		<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
償します。	1名につき : 10万円 1事故につき : 100万円 保険期間中につき : 1,000万円	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
による名誉毀損や	1,000万円	基本補償の免責金額	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
表題や標語の侵害	1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
損害賠償責任を	1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
にかかった費用を	1,000万円	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
	1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
します。	1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
	1,000万円 <被害者1名につき> 死亡・重度後遺障害 : 50万円 入院 : 10万円 通院 : 3万円	基本補償の免責金額	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
償責任を補償します。 ご確認ください。	1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
します。	1事故につき:1,000万円(または対象工事の遅延規定に規定された 損害賠償金の額のいずれか低い額) 保険期間中につき:1,000万円		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
損害賠償責任を	1,000万円	火災、破裂・爆発、水ぬれ なし その他の損害 10万円	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>
	1,000万円	基本補償の免責金額	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>

# オプション補償

貴社のニーズに合わせて選択可能な充実のオプション補償を基本補償に加えて以下のオプション特約から選択してセットします。

## 工事物損害補償

おすすめ  
オプション

- 事故事例 ●大雨の影響で土砂崩れが起こり工事中の道路が損壊した。  
 ●建築中のビルが台風で損害を受けた。  
 ●工事現場に保管中の工事用材料が盗まれた。  
 ●クレーン作業中に資材が落下し、資材が損壊した。  
 ●交通事故により、陸上輸送中の工事用資材が破損した。



## サイバーリスク補償

おすすめ  
オプション

- 事故事例 ●業務に使用するパソコンを紛失したことにより、発注者からの工事図面等の情報が外部に漏えいした。  
 ●サイバー攻撃によりコンピュータウイルスに感染したことにより、取引先にも感染を広げてしまった結果、取引先から業務停止による利益喪失の損害賠償請求を受けた。また、自社のコンピュータ等の復旧のため専門事業者に費用を支出した。



## 地盤崩壊危険補償

おすすめ  
オプション

- 事故事例 ●掘削工事によって現場周辺の地下水が減少したことにより、周辺の地盤が沈下し、建物を損壊してしまった。



## 借用不動産損壊補償

- 事故事例 ●社宅として借りた建物において従業員がストーブを倒して出火し、家主に対して損害賠償責任を負った。



## 休業損害補償

- 事故事例 ●台風により倉庫が倒壊し、1か月間業務ができず、休業損失が発生した。仮倉庫を借りて営業再開したが、賃貸費用が発生した。



**補償の**  
建築工事・設備工事・土木工事により、工事の対象物など保険の対象(ご注意)一部対象とならない工事があり

お支払い

- 損害保険金
- 残存物取片づけ
- 原状復旧費用保険金
- 代替建
- ・保険の対象に損害が発生し、損害保険料増運賃(航空貨物輸送運賃を除き)による割増賃金を補償します。
- ・物価や資材単価が上昇した場合、請を損害保険金(復旧費)に含めます。

情報漏えいもしくはそのおそれ、または情報システムの所有、使用、管理もしくは電子情報の提供に起因する他人の業務阻害による賠償損害や費用損害を補償します。保険適用地域は日本国内となります。

### 賠償損害

- ①損害賠償金
- ②争訟費用
- ③権利保全行使費用
- ④訴訟対応費用

地下工事、基礎工事、土地の掘削に起因した財物損壊に対する損

借用する不動産を損壊させた損害賠償責任を補償します。

不測かつ突発的な事故により被保険するアーケード等の隣接物件や電気・設備を含む)が損害を受け、業務が休止や、営業継続費用を補償します。ただし工事現場に所在する工事用材料は、保

お支払い

- 売上減少率 × 補償割合  
 (ご注意)・補償割合は、粗利益率以内で  
 ・粗利益率とは、完成工事高・  
 ます。また、粗利益とは、完  
 よび原材料費(期首棚卸す。)を差し引いた額をい  
 保険金支払の対象となる期

# ご用意しています。<sup>(注1)</sup>

## 概要

について、不測かつ突発的な事故に象に生じた損害を補償します。ます。詳細は17ページをご確認ください。

### する保険金

費用保険金 ●臨時費用保険金

物賃借費用保険金

險金をお支払いする場合に、急行貨物ます。)や残業・休日勤務・夜間勤務に

負金額の積算単価30%までの差額分物価変動による請負金額変更に備え

費用損害	
①事故対応費用	
②事故原因・被害範囲調査費用	
③広告宣伝活動費用	
④法律相談費用	
⑤コンサルティング費用	
⑥見舞金・見舞品購入費用	
⑦クレジット情報モニタリング費用	
⑧公的調査対応費用	
⑨情報システム等復旧費用	
⑩被害拡大防止費用	
⑪再発防止費用	
⑫サイバー攻撃調査費用	

削工事に伴い発生した地盤崩壊害賠償責任を補償します。

ことによる家主(大家)に対する

者が占有する事業用物件(建物に隣接ガスの配線等の敷地外ユーティリティ止・阻害されたために生じる休業損失し、工事の対象物や工事用仮設建物、隙の対象に含まれず、補償の対象外です。

### する保険金

#### + 営業継続費用

契約時に設定(最大30%)します。

売上高に対する粗利益の割合をいい成工事高・売上高から商品仕入高お高を加え、期末棚卸高を差し引きまいます。間は最大3か月となります。

## 支払限度額

	1事故	保険期間中
土木工事以外	対象工事ごとの請負金額または10億円のいずれか低い額	なし
土木工事	対象工事ごとの請負金額または1,000万円のいずれか低い額	なしだし、工事期間中2,000万円)

(ご注意)・工事物損害補償は加入者証記載の総支払限度額の外枠でお支払いします。  
 •残存物取片づけ費用保険金は、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。  
 •臨時費用保険金は、損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき500万円を限度とします。  
 •原状復旧費用保険金は、1回の事故につき300万円を限度とします。  
 •代替建物賃借費用保険金は、1回の事故につき100万円を限度とします。  
 •一部の補償には、別途支払限度額を設定しています。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

### 以下4パターンから選択<sup>(注2)</sup>

	賠償損害 1請求・保険期間中	費用損害 1事故・保険期間中
a	3,000万円	1,000万円
b	5,000万円	2,000万円
c	1億円	3,000万円
d	3億円	3,000万円

(ご注意)・費用損害の支払限度額は賠償損害の支払限度額に含まれます。  
 •訴訟対応費用は、賠償損害の支払限度額の設定額の範囲内で1,000万円までとなります。  
 •情報システム等復旧費用、被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害の支払限度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。

1事故  
保険期間中 1,000万円

1事故 1,000万円  
保険期間中 基本補償の支払限度額

1事故 5,000万円  
ただし、営業継続費用は上記の内枠で1事故500万円  
保険期間中 基本補償の支払限度額

## 免責金額 (1事故につき)

土木工事以外
火災・落雷・破裂・爆発 なし
盗難・その他の損害 5万円
土木工事
火災・落雷・破裂・爆発 なし
盗難 10万円
その他の損害 100万円

(ご注意)・一部の補償・保険金には、別途免責金額を設定しています。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

なし

(ご注意)・1事故につき、被害拡大防止費用と再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を乗じて得た額を保険金としてお支払いします。

## 基本補償の 免責金額

火災・破裂・爆発・水ぬれ なし  
その他の損害 10万円

なし

# 各種サービス・割引

## 各種サービス

### サイバー事故発生時の、専門事業者紹介サービス (サイバーリスク補償特約を付帯されている場合のみ)

- 貴社のご意向に基づき、サイバー事故発生時の被害範囲の確認や原因調査および事故対応方法の策定について、経験豊富な専門事業者をご紹介するサービスです。
  - このサービスは、貴社と引受保険会社がご紹介する専門事業者との間でご締結される委託契約に基づき、有償で提供されるものですが、サイバーリスク補償特約の保険金の対象となる費用<sup>(注)</sup>については、引受保険会社から貴社に保険金としてお支払いします。
- (注)あらかじめ引受保険会社の承認を得て支出した費用に限ります。



このサービスは、保険の付帯サービスではありません。保険金を請求する場合には引受保険会社の事前承認が必要です。

### MS&ADインターリスク総研のコンサルティングサービス

MS&ADインシュアランスグループにおいて、リスクマネジメント事業を担うMS&ADインターリスク総研では、企業向けリスク管理・危機管理のコンサルティング実績を多数有しております。施設や生産物に起因する事故の予防措置から、再発防止策の検討の支援などについて、幅広い領域でのサポートが可能です。

#### コンサルティングの例

賠償事故対応コンサルティング  
自社運営施設や自社製品・サービスの不具合、クレームが発生した場合等に備えて、対応マニュアル等を整備します。

### 気象情報アラートサービス (すべての加入に付帯されるサービスです。)

風災、水災等の自然災害への事前対策に有効な気象情報を配信するサービスです。

専用のサービスサイト上で、あらかじめ設定した地点の降水量、風速、降雪量が基準値を超える予測となる場合や、落雷が観測された場合に、アラートメールが配信されます。これにより、気象情報サイトやニュースを確認することなく、事業に影響を与える可能性のある気象状況の変化を把握することができ、アラートメール受信時に事前対策を実施いただくことで、損害防止、軽減につながります。ご登録・ご利用料は無料です。



※このサービスは引受保険会社が株式会社ウェザーニューズと提携してご提供するサービスです。気象情報の予測・観測は株式会社ウェザーニューズが行います。

### 人事・労務相談デスク [受付時間] 平日 10:00~17:00 (すべての加入に付帯されるサービスです。)

貴社の人事・労務に関するお悩みに、専門スタッフがスピーディーにお答えします。(電話相談無料)



#### 法律相談 (予約制)

弁護士が、取引先や顧客とのトラブルなど、法律に関する相談にお答えします。

#### 税務相談 (予約制)

税理士が、会社経営や事業継承のトラブルなど、税務に関する相談にお答えします。

#### 人事労務 相談 (予約制)

社会保険労務士が、雇用や労働条件など、人事労務に関する相談にお答えします。

※このサービスは個別具体的な事例への判断を行うものではなく、一般的な助言の範囲内で行うものです。サービス受付の電話番号(通話料無料)等は、加入者証同封のご説明チラシをご覧ください。

# 保険料の割引

以下の項目に該当する場合、保険料が割引となります。

**①ISO／HACCP割引** 保険加入時点で下記いずれかの認証を取得済の事業者(全事業所・一部事業所を問いません)

①ISO9001、②ISO14001、③ISO22000、④HACCP

▶ 割引率10%

**②自動車リスク優良割引** 保険加入時点の自動車保険の割引が以下の条件に該当する事業者(引受保険会社は問いません)

①フリート契約の場合…優良割引20%以上、②ノンフリート契約の場合…全車7等級以上

▶ 割引率10%

加入申込票の告知欄にて加入時に告知いただきます。



## 加入プラン例と保険料例



### 建築工事

	ワイドプラン	ワイドプラン+工事物損害補償(オプション)
年間保険料例(一時払)	273,180円	368,940円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 完成工事高・売上高：8,000万円	
事故事例	①ビル建設工事中につりあげた建材が隣接ビルに接触し、隣接ビルの壁を破損した。損害賠償金2,000万円 ②リースのクレーン車を現場内で移動中、ブレーキ操作が遅れてクレーン車を破損した。損害賠償金500万円	



### 建築設備工事

	ワイドプラン	ワイドプラン+工事物損害補償(オプション)
年間保険料例(一時払)	510,900円	667,500円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 完成工事高・売上高：1億円	
事故事例	①共同住宅の外階段を補修した際、溶接花火が飛散し、家屋を焼損させた。損害賠償金2,000万円 ②給湯器を設置する際、誤って異なる壁面に穴を開けてしまった。損害賠償金500万円	



### 管工事

	ワイドプラン	ワイドプラン+工事物損害補償(オプション)
年間保険料例(一時払)	1,304,940円	1,947,540円
保険料例の前提条件	支払限度額3億円、免責金額なし 完成工事高・売上高：2億円	
事故事例	①ビル内のレストランの給排水設備工事の施工不良により漏水し、階下の店舗に水濡れ被害がでた。損害賠償金2,000万円 ②共同住宅の排水管修繕工事中に、誤って電線等の中ケーブルを切断した。損害賠償金1,000万円	

補償内容の詳細は次ページ以降でご確認ください。

※上記の保険料は年間保険料の一例であり、実際の保険料は告知内容等によって異なります。

# ご加入の条件等

## ご加入の条件等

### 1 ご加入の対象となる方

この保険は全国中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約です。次の①、②、③の条件を満たす事業者のみなさまを対象としています。

- ① 申込人および記名被保険者が全国中小企業団体中央会および都道府県中小企業団体中央会の会員、または会員の構成員（組合傘下の法人等）であること。
- ② 主業務（最も完成工事高・売上高に占める割合の大きい業務）が「建設業」であること。
- ③ すべての業務の合計完成工事高・売上高（保険加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高の総額）が**100億円以下**であること。

（ご注意）・一部対象とならない業種もあります。加入対象となる業種の詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。  
 ・新設法人等で「保険加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高」が存在しない場合には、事業計画書等に計画された1年間のすべての完成工事高・売上高の総額（以下、「事業計画値」といいます。）を「完成工事高・売上高」として保険料を算出します（事業計画値が100億円以下である場合に限ります。）。

### 2 保険の対象となる施設、業務（仕事）、生産物、仕事の結果

この保険はすべての施設、業務（仕事）、生産物、仕事の結果を対象とします。

	保険の対象
<b>施設</b>	貴社（記名被保険者）が業務（仕事）の遂行のために所有、使用または管理する日本国内に所在するすべての施設
<b>業務（仕事）</b>	貴社（記名被保険者）が遂行するすべての業務（仕事）
<b>生産物</b>	貴社（記名被保険者）が製造、販売または提供し、貴社（記名被保険者）の占有を離れたすべての財物
<b>仕事の結果</b>	貴社（記名被保険者）が遂行するすべての仕事の結果

（ご注意）・一部対象とならない施設（航空機、パラグライダー等）、業務（医療行為、弁護士等がそれらの資格に基づいて行う行為等）、生産物（特定医薬品、治験等）、仕事の結果（設計のみの仕事、臨床研究に関する業務等）もあります。  
 ・この保険で支払対象となる事故は「日本国内」で発生したものに限ります。ただし、一部の業務、生産物については、日本国外で発生した事故も対象になります。詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 3 被保険者（保険加入により補償を受けられる方）

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク <sup>(注5)</sup>	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者	○	○	○	○	○
②記名被保険者の使用者 <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
③記名被保険者の役員（記名被保険者が法人である場合） <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
④記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人である場合） <sup>(注1)</sup>	○	○	○	○	○
⑤記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用者 <sup>(注1)</sup>	—	○	—	○	—
⑥発注者 <sup>(注2)</sup>	—	○	—	—	—
⑦下請製造業者 <sup>(注3)</sup>	—	—	—	○	—
⑧販売業者 <sup>(注4)</sup>	—	—	—	○	—

（注1）記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

（注2）建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

（注3）記名被保険者の生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

（注4）記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

（注5）従業員所有自動車危険補償については、記名被保険者のみが被保険者となります。

（ご注意）・一部補償につきましては、被保険者が異なる場合があります。詳細につきましては代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

・被保険者間相互の事故も補償の対象となります（交差責任補償）。ただし、サイバーリスク補償等の一部の補償や、被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任は、交差責任補償の対象外です。

### 4 保険料について

保険料（保険加入者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。）は、「保険加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高」および支払限度額等に基づいて決定されます。詳細につきましては代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

#### ★新設法人等の取扱いについて

新設法人等で、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度（1年間）の完成工事高・売上高」が存在しない場合には、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。

## 5 保険料の払込方法

年間保険料が20万円未満の場合は一時払となり、20万円以上の場合は一時払・月払をお選びいただくことができます。支払は集金代行会社(SMBCファイナンス)による口座振替となり、口座振替日は保険期間開始日翌々月の23日です。(23日が休業日の場合、翌営業日に振替となります。)

※引受保険会社の保険料とは別に、制度維持費(月払の場合300円／月、一時払の場合3,600円／年)を上乗せして引き落としさせていただきます。制度維持費は本制度の維持・運営に必要な経費であり、全国中小企業団体中央会が領収させていただきます。

## 6 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦初期対応費用	
⑧訴訟対応費用	
⑨ブランドイメージ回復費用	
⑩被害者治療費等	
その他すべての費用等 補償	それぞれの補償内容に従い、お支払いします。

上記①から④までの保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記すべての保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします(ただし、工事物損害補償を除きます。)。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、「被害者治療費等」等で保険金として対象となる場合を除いて損害賠償金とはなりません。適用される普通保険約款、特別約款および特約により他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

## 用語のご説明



### 法律上の 損害賠償責任

主として、故意または過失によって第三者に損害を与えた場合に、加害者が、被害者に対してその損害を補償する責任をいいます。民法に規定される「不法行為責任」と「債務不履行責任」がその典型です。

### 支払限度額

保険金をお支払いする限度額をいいます。

### 免責金額

保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

### 被保険者

保険加入により補償を受けられる方をいいます。

### 保険金

普通保険約款・特別約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。

### 保険料

加入者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

### 加入者証記載の 総支払限度額

この保険加入において支払う1加入者あたりのすべての保険金の合計の上限をいいます。

# 保険金のお支払いについて

## 保険金のお支払いについて(エコノミープラン、ベーシックプラン、

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																					
身体障害・財物損壊	以下事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。		<p><b>共通事項</b></p> <p>①保険契約または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任      ②被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任      ③被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任      ④被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任      ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任      ⑥地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任      ⑦液体、気体または固体の排出、流出または溢出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。      ⑧原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソotopeの原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。      ⑨石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿織維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取または吸引      ⑩石綿等への曝露による疾病 ⑪石綿等の飛散または拡散      ⑫被保険者の下請負人またはその使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任      ①航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶      ○じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。      ○騒音に起因する損害賠償責任      ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことにより起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害      ①水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任      ②水の汚染によって漁獲高が減少しましたまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任      ○専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 等</p>																					
	施設にかかるリスク  ワイドプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による施設の所有、使用または管理に起因する事故																						
	昇降機補償  身体 財物	○被保険者による昇降機(エスカレーター・エレベーター)の所有、使用または管理に起因する事故																						
	漏水補償  身体 財物	○給排水管等からの蒸気・水の漏出、溢出に起因する事故																						
	構内専用車等補償  身体 財物	<p>○作業場内(主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。)および施設内における自動車(原動機付自転車を含みます。)または車両の所有、使用または管理に起因する事故      ○自動車または車両の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故      ○補償します。 ×補償対象外となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設内</th> <th colspan="2">施設外</th> </tr> <tr> <th>作業場内</th> <th>作業場外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両(除く自動車)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>積込積卸</td> <td>車両</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>作業</td> <td>自動車</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ご注意) 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。</p>		施設内	施設外		作業場内	作業場外	車両(除く自動車)	○	○	×	自動車	○	○	×	積込積卸	車両	○	○	作業	自動車	○	○
	施設内	施設外																						
		作業場内	作業場外																					
車両(除く自動車)	○	○	×																					
自動車	○	○	×																					
積込積卸	車両	○	○																					
作業	自動車	○	○																					
以下事故に起因して、他人の生命または身体を害したり【身体障害】、他人の財物を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または盗取【財物損壊】された場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。		<p><b>○共通事項</b> 記載の事項      ○次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任      ○航空機 ②パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球 ③施設外における船舶      ○じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。      ○騒音に起因する損害賠償責任      ○塗料またはその他の塗装用材料(以下「塗料」といいます。)の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装(吹付けを含みます。)作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます。      ○LPガス販売業務(注)の遂行に起因して生じた損害      (注)LPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵等をいい、器具の販売、貸与等を含みます。      ○石油物質が施設から公共水域へ流出したことにより起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害      ①水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任      ②水の汚染によって漁獲高が減少しましたまたは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任      ○専門業務(医療行為、はり、きゅう、弁護士業務等)に起因する損害 等</p>																						
仕事の遂行にかかるリスク  ワイドプラン ベーシックプラン 身体 財物	○被保険者による仕事の遂行に起因する事故																							
国外一時業務危険補償  身体 財物	○被保険者が仕事の遂行のために日本国外に出張して行う業務に起因する事故 (ご注意) 工事、設置、修理、据付、保守、調整、撮影・取材、運送、配送または展示会等のイベント運営に関する業務について海外で発生した損害については、保険金を支払いません。																							
従業員所有自動車危険補償  身体 財物	○従業員が記名被保険者の業務のために日本国内で行う従業員所有自動車の使用または管理に起因する事故で、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意) 保険金のお支払いは、自賠責保険および自動車保険が優先適用されます。また、従業員には、役員、記名被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。	<p><b>○共通事項</b> 記載の事項      ○自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運輸代行等、自動車を取り扱う業務として受託した従業員所有自動車の使用または管理に起因する損害賠償責任      ○対象従業員が、従業員所有自動車について正当な権利を有する者の承諾を得ないで、従業員所有自動車を使用または管理したことに起因する損害賠償責任      ○従業員所有自動車を競技もしくは曲技のために使用したこと、または従業員所有自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用したことによる損害賠償責任 等</p>																						

アイコンにつきましては  
4ページをご参照ください。

(ご注意) ビジネス総合保険制度(建設業用)の補償内容(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合)をご説明します。詳細については普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## ワイドプラン

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合	
身体障害・財物損壊 責任リスク	管理財物 損壊補償  	<p>○現実に被保険者の管理下にある財物(被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。以下、「補償管理財物」といいます。)の損壊について、補償管理財物につき正当な権利を有するものに対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下、「補償管理財物損害」といいます。)</p> <p>(ご注意) 補償管理財物には、次の財物は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が第三者から借用中の財物</li> <li>②被保険者に支給された資材・商品等の財物</li> <li>③①、②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物</li> <li>④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</li> </ul>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</p> <p>○補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取</li> <li>②被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊</li> <li>③補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い</li> <li>④補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発</li> <li>⑤補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊</li> <li>⑥被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等</li> </ul>	
	生産物、仕事の結果にかかるリスク  ワイドプラン ベーシックプラン エコノミープラン  	<p>○生産物に起因して生じた事故、または仕事の結果に起因して、仕事の終了後もしくは放棄の後に生じた事故</p> <p>(ご注意) 設計のみを行う業務に起因して、仕事の終了または放棄の後に生じた事故については、保険金を支払いません。</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</p> <p>○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任</p> <p>○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任</p> <p>○被保険者の生産物または仕事の結果に起因する事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物の回収措置に要する費用およびそれらの回収措置に起因する損害</p> <p>○直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医薬品等</li> <li>②農葉取締法(昭和23年法律第82号)第2条(定義)に規定する農葉</li> <li>③食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品</li> </ul> <p>○生産物が医薬品等を含む場合、または仕事が医薬品等の製造もしくは販売または臨床試験を含む場合における次のいずれかに該当する医薬品等または仕事に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①医薬品等のうち、臨床試験に供される物</li> <li>②臨床試験</li> <li>③避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等</li> </ul>	
		不良完成品 損害補償  	○被保険者が、完成品(生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物)を損壊したことによる事故	
		不良製品 損害補償  	○生産物が製造機械等またはその部品である場合、製造品・加工品(製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物)を損壊したことによる事故	
		生産物または 仕事の目的物 自体の 損害補償  	○「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定する損害が発生した場合であって、被保険者が他人の身体の障害または事故原因生産物(事故の原因となった生産物または仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物をいいます。)以外の他の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担するときに限り、被保険者が事故原因生産物自体の損壊によって事故原因生産物について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</p>
		国外一時 持出・流出 生産物補償  	<p>○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外一時持出生産物(被保険者が日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、その生産物の使用目的に従った使用を目的として、被保険者以外の者により一時的に日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故</p> <p>○被保険者の生産物に起因する損害のうち、国外流出生産物(被保険者が日本国外での使用または消費を目的とせず日本国内において製造、販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。)に起因して日本国外で発生した事故</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</p> <p>○次のいずれかに該当する損害賠償請求および生産物に起因する損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①この保険契約の保険期間満了後または解約後、1年以上経過した後に行われた損害賠償請求</li> <li>②被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図によって被保険者以外の者により輸出された生産物</li> <li>③被保険者以外の者と日本国外へ販売または供給することを目的として、その被保険者以外の者との間で定めた仕様、規格または数量などに基づき、被保険者が製造・販売または供給した生産物(原材料、部品などに使用される場合を含みます。)</li> <li>④次のいずれかに該当する生産物に起因する損害           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 医療機器、医療品、医薬部外品またはこれらに使用される原材料や部品、成分</li> <li>イ. 航空機、自動車、鉄道、船舶またはこれらに使用される材料、装置などの部品類</li> <li>ウ. たばこ</li> </ul> </li> </ul>
		来訪者財物損壊 補償  ワイドプラン ベーシックプラン  	○被保険者が施設内で保管する来訪者の財物(ただし、修理・点検または加工を目的とするもの、および自動車または原動機付自転車等を除きます。以下「来訪者財物」といいます。)の損壊によって、来訪者財物について正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</p> <p>○来訪者財物の損壊による使用不能またはそれによる収益減少について被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>○被保険者の代理人・使用人または被保険者の親族が行いまたは加担した盗取に起因する損害</p> <p>○来訪者財物が来訪者に引き渡された後に発見された来訪者財物の損壊に起因する損害</p> <p>○来訪者財物に対する修理、点検または加工等に起因して、来訪者財物が滅失、破損または汚損したことによる損害</p>

# 保険金のお支払いについて

## 保険金のお支払いについて(エコノミープラン、ベーシックプラン)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
身体障害・財物損壊	<b>受託物損壊補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>財物</b> 	<p>○被保険者が、管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 &lt;受託物の範囲&gt;</p> <p>①被保険者が第三者から借用中の財物 ②被保険者に支給された資材・商品等の財物 ③①、②を除き、被保険者の所有または賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等を目的として、被保険者が受託している財物 ④①～③を除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 &lt;受託物から除かれる財物&gt;</p> <p>①土地およびその定着物(建物、立木等をいいます。) ②動物・植物等の生物 ③船舶および航空機 ④自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車 ⑤③または④に定着または装備されている物 ⑥来訪者財物 (ご注意) ①被害受託物が業務対象物件の鍵の場合は、次に定める費用の合計額を損害賠償金の限度額とします。 ア紛失したまたは盗取された鍵で施錠・開錠が可能な業務対象物件の錠前の交換費用 イ損壊した鍵の再作成費用 ウ、損壊した鍵と同じ扉等を施錠・開錠できる他の鍵の再作成費用 ②被害受託物が業務対象物件の鍵以外である場合、損害の生じた地および時において、もし損害を受けなければ有するであろう価額を損害賠償金の限度額とし、受託物の使用不能に起因する損害を含みません。</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用者が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害 ○受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質に起因する損害 ○通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による受託物の損壊に起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汙れまたはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。</p>
	<b>借用イベント施設損壊補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>財物</b> 	<p>○被保険者が仕事の遂行のために行うイベント等(研修、講演、展示会、コンサート、スポーツ大会等の各種行事をいいます。)のために日本国内において他人から賃借する建物が不測かつ突発的な事故により、損壊(滅失、破損または汚損)したことにより、借用イベント施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由に起因する損害 ①借用イベント施設の修理、改造、取壊し等の工事 ②借用イベント施設の欠陥またはねずみ食いもしくは虫食い ③借用イベント施設の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化または汚損 ④借用イベント施設の自然の消耗 ⑤借用イベント施設の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汙れ、変質その他これらに類似の事由 ⑥被保険者が借用イベント施設を貸主に引き渡した後に発見された損壊 等</p>
賠償責任リスク	<b>人格権侵害補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>その他</b> 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任 ○直接である間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ○最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その後続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ○事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任 等</p>
	<b>広告宣伝活動による権利侵害補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>その他</b> 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 &lt;広告宣伝活動による権利侵害&gt; テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板、インターネット等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報の提供を行うことによる損害</p> <p>①名譽毀損またはプライバシーの侵害 ②著作権、表題または標語の侵害</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○事実に反することを認識しながら行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 ○商標、商号、営業上の表示等の侵害(表題または標語の侵害を除きます。)によって生じた損害賠償責任 ○宣伝価格の誤りによって生じた損害賠償責任 ○被保険者の業務が広告、放送、または出版である場合に、被保険者が行った広告宣伝活動に起因する損害賠償責任 等</p>
その他の賠償リスク	<b>使用不能損害拡張補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>その他</b> 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した他人の財物の使用不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意)次のいずれかに該当する場合に限ります。 ①財物の使用不能が、他の人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ②損害の原因となる事由に起因して、事故原因生産物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 &lt;財物の使用不能&gt; 財産的価値を有する有体物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいい、それにより収益が減少することを含みます。</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○次のいずれかに該当する財物の使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①被保険者が使用または管理する他人の財物。ただし、管理財物損壊補償(14ページ)の補償管理財物を除きます。 ②生産物または仕事の目的物 ○被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粹使用不能損害 等</p>
	<b>工事遅延損害補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>その他</b> 	<p>○保険期間中に発生した原因事故(「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事故をいいます。)に起因する対象工事の遅延について、記名被保険者が発注者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (ご注意)次のすべての条件を満たす場合に限り、適用されます。 ①対象工事に起因して原因事故が発生し、損害賠償金が発生すること。 ②①の原因事故に起因して、対象工事が履行期日の翌日から起算して6日以上にわたり遅延すること。</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項(ただし、②を除きます。) 等</p>

# ワイドプラン)

リスク	主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
費用リスク・利益リスク	<b>初期対応費用補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>費用利益</b> 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に事故が発生した場合において、被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた初期対応費用を負担することによって被る損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故現場の保存に要する費用</li> <li>②事故現場の取片付けに要する費用</li> <li>③事故状況または原因を調査するために要した費用</li> <li>④被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費</li> <li>⑤通信費</li> <li>⑥「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、完成品または製造品・加工品の損壊が発生した場合は除きます。</li> </ul>	○ <b>共通事項</b> 記載の事項 等
	<b>訴訟対応費用補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>費用利益</b> 	<p>○引受保険会社が保険金を支払うべき損害に争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害</p> <p>&lt;訴訟対応費用&gt;</p> <p>日本本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用に限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</li> <li>②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</li> <li>③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</li> <li>④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用を含みません。</li> <li>⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用</li> <li>⑥増設したコピー機の貸借費用</li> </ul>	○ <b>共通事項</b> 記載の事項 等
	<b>ブランドイメージ回復費用補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>費用利益</b> 	<p>○「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定する損害が発生し、引受保険会社が保険金を支払う場合において、記名被保険者のブランドイメージの回復または失墜防止に必要かつ有益な措置を講じるために、被保険者が引受保険会社の承認を得てブランドイメージ回復費用を負担することによって被る損害</p> <p>&lt;ブランドイメージ回復費用&gt;</p> <p>次のいずれかに該当する費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①事故によって失った被保険者の施設、仕事または生産物の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等（顧客または取引先を訪問するための交通費および宿泊費を含みます。以下「広告宣伝活動等」といいます。）および広告宣伝活動等の方法を策定するために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の表明、宣伝または広告の費用に限るものとします。</li> <li>②被保険者が他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その事故の再発防止のために第三者であるコンサルタントを起用した場合の費用として、事故が発生してから12か月以内に被保険者が現実に支出した費用<sup>(注)</sup>。ただし、事故の生じた施設、仕事または生産物についての安全対策または品質管理改善等の費用に限るものとします。</li> </ul> <p>(注)身体の障害を被った者がその身体の障害を直接の原因としてその事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合に限ります。</p>	○ <b>共通事項</b> 記載の事項 等
	<b>被害者治療費等補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>ベーシックプラン</b> <b>費用利益</b> 	<p>○被保険者が「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」、「生産物、仕事の結果にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人に身体障害を与えた、その被害者が180日以内に通院・入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に、被保険者が治療費等を引受保険会社の同意を得て負担することによって被る損害</p> <p>&lt;治療費等&gt;</p> <p>原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が現実に負担した次のいずれかに該当する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通院・入院の場合の治療費用</li> <li>②重度後遺障害の場合の治療費用</li> <li>③死亡の場合の葬祭費用</li> <li>④見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、その名目を問わず除きます。</li> </ul>	○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた治療費等 <ul style="list-style-type: none"> <li>①治療費等を受け取るべき者の故意</li> <li>②保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>③治療費等を受け取るべき者の同居の親族または別居の未婚の子の行為</li> <li>④被害者の心神喪失</li> <li>⑤被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打</li> </ul> 等
	<b>データ損壊復旧費用補償</b> <b>ワイドプラン</b> <b>費用利益</b> 	<p>○保険期間中に「施設にかかるリスク」、「仕事の遂行にかかるリスク」に規定される損害の原因となる事由に起因して、他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害</p> <p>&lt;データ損壊復旧費用&gt;</p> <p>消失もしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限ります。</p> <p>&lt;電子情報&gt;</p> <p>情報システムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。</p>	○ <b>共通事項</b> 記載の事項 等

# 保険金のお支払いについて

## 保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<b>工事物損害 補償 費用 利益</b> 	<p>○日本国内の工事現場において保険期間中に発生した不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害。保険の対象が工事現場にある間のほか、自社所有または使用する工場や資材置き場などからの陸上輸送中や、工事現場での荷卸中も補償されます。</p> <p>(ご注意) 工場構内において保険の対象の製作中に生じた損害は補償されません。</p> <p>○引渡後のメインテナンス期間中(最大1年間)に、「修補作業中に発生した修補作業の拙劣または過失による事故」または「施工の欠陥による事故」で、引渡しの完了した工事の対象物に生じた損害</p> <p>&lt;対象工事&gt; ・記名被保険者によって保険期間中に日本国内で行われているすべての建築工事、設備工事および土木工事</p> <p>&lt;対象外工事&gt; ①解体、撤去、分解または取片付のみを行う工事 ②建物移設工事 ③ガラス温室工事または膜構造物工事 ④調査工事 ⑤試験工事 ⑥浚渫工事 ⑦捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものによる構築物の工事 ⑧船舶にかかる工事 ⑨請負契約が締結されていない工事 ⑩工事の請負金額(支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いた額をいいます。)が100億円を超える工事</p> <p>&lt;保険の対象&gt; ①工事の対象物 ②①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の対象物 ③①および②の工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、保安設備その他の工事用仮設物 ④現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。) ⑤工事用材料および工事用仮設材 ⑥記名被保険者または記名被保険者の下請負人が所有する据付機械設備等の工事用仮設設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品(以下「工事用機械等」といいます。)。ただし、工事現場にある場合に限ります。</p>	<p>○ <b>共通事項</b> 記載の事項 ○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 &lt;すべての工事共通&gt; ①保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外部の部分(建物の外部の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が台風、旋風、竜巻、暴風、突風、雹その他の風災、雹災、寒気、霜、氷、雪、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れによって直接破損したために事故が生じた場合を除きます。 ③直接あると間接であるとを問わず、テロ行為等(請負金額が15億円以上の工事についてのみ適用します。) ④官公庁による差押え、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。 ⑤コンピュータ機器またはソフトウェアの日付変更もしくは日時その他のデータの認識、識別、配列、計算または処理によって保険の対象に生じた損害 ○次のいずれかに該当する損害または費用 &lt;すべての工事共通&gt; ①損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害 ②残材調査の際に発見された紛失または不足による損害 ③保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害。ただし、火災、破裂または爆発によってその使用部分に生じた損害を除きます。 ④工事用仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼、鋼管、ケーシングその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ⑤保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害 ⑥保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 ⑦被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害 ⑧雪災によって保険の対象に生じた温度変化もしくは湿度変化による膨張、縮小または凍結の損害 ⑨雪災によって保険の対象に生じたコンクリート部分のひび割れまたは強度不足の損害 ⑩雪災によって保険の対象に生じた除雪費用。ただし、復旧費の一部をなすと認められる費用を除きます。 ⑪芝、樹木その他の植物の枯死の損害。ただし、火災によって7日以内に枯死した場合は除きます。 ⑫この保険加入の申込日以前(申込日を含みます。)に気象庁がその発生および命名を発表した台風によって生じた事故(その台風により影響された他の低気圧または前線による強風および豪雨によって生じた事故を含みます。)により保険の対象に生じた損害 &lt;設備工事&gt; ①各対象工事の着工時以前に既に古品機械に存在していた設計、施工、材質もしくは製作の欠陥、劣化、摩滅、腐食または侵食によりその古品機械に生じた損害 ②耐火レンガ等の耐火材および耐熱材(以下「耐火材」といいます。)に生じた損害。ただし、耐火材以外の保険の対象と同時に損害を受けた場合を除きます。 &lt;土木工事&gt;(建築工事または設備工事に付随して行われる土木工事を含みます。) ①保険契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害 ②土木工事の設計の欠陥によってその欠陥のあった部分に生じた損害 ③掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害 ④土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用 ⑤矢板、くい、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物(以下「矢板等」といいます。)の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土もしくは排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損傷が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。 ⑥基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足によって沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用 ⑦切土・盛土法面、整地面もしくは自然面の肌落ちまたは浸食の損害 ⑧仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害 ⑨浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害 ⑩捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害 ⑪海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。 ⑫不発爆弾または機雷により生じた損害 &lt;工事用仮設備・工事用機械器具&gt; ①工事用機械等の電気的または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災、破裂もしくは爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外因の事故の結果として発生した場合を除きます。 ②紛失または置き忘れによって生じた損害 ③詐欺または横領によって生じた損害 ④すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、工事用機械等ごとに、その工事用機械等が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 &lt;メインテナス期間&gt; ①被保険者が法律上または工事の請負契約上、発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害 ②工事の対象物の設計、材質または製作の欠陥によって生じた損害 ③日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 ④工事の対象物の沈下によって生じた損害</p>

## 主な補償内容

サイバー  
リスク  
補償その他  
費用  
利益

## 保険金をお支払いする主な場合

- 【賠償損害】記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害
  - ①次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ
    - ア. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報
    - イ. 記名被保険者が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報
  - ②①を除き、記名被保険者が行う情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由
    - ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
    - イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
    - ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害
    - エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失
- 【費用損害】情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害
 <情報セキュリティ事故>
 

記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。

  - ①上記【賠償損害】①に規定する事由
  - ②上記【賠償損害】②に規定する事由
  - ③①または②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
  - ④①から③までを除き、サイバー攻撃またはそのおそれ
 <公表要件等>
  - ・情報セキュリティ事故①または③の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。
    - ①公的機関に対する文書による届出または報告等
    - ②新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
    - ③被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫び状または案内状の送付
    - ④公的機関からの通報
  - ・情報セキュリティ事故④の事由が発生した場合において、引受保険会社が【費用損害】の保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限ります。
    - ①公的機関からの通報
    - ②記名被保険者が所有、使用または管理する情報システムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告

## 保険金をお支払いしない主な場合

- **共通事項** 記載の事項
  - 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
    - ①身体の障害
    - ②被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害
    - ③財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
    - ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害
    - ⑤他の被保険者からなされた損害賠償請求
    - ⑥偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
    - ⑦国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)
    - ⑧被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリラ活動等の侵害行為
  - 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害
    - ①この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
    - ②この保険契約の始期日より前に被保険者に対する損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害(ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの場合は、本規定を適用しません。)
    - ①販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
    - ②履行不能または履行遅滞。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
    - ③業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
    - ④人工衛星の損壊または故障
    - ⑤被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
      - ア. 業務の対価の見積もりまたは返還
      - イ. 業務の対価の過大請求
      - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
      - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
    - ⑥商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
    - ⑦記名被保険者が金融機関に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
      - ア. 情報システムにおける資金(電子マネー、仮想通貨、その他これらに類似のものを含みます。)の移動
      - イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
    - ⑧記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
      - ア. 電気事業法に定める電気事業者
      - イ. ガス事業法に定めるガス事業者
      - ウ. 熱供給事業法に定める熱供給事業者
      - エ. 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者
  - 情報システムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。
    - ①記名被保険者が行う、他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用または管理
    - ②記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報
    - ③記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムまたは電子情報等

# 保険金のお支払いについて

## 保険金のお支払いについて(オプション)

以下の損害等に対して保険金をお支払いします。

主な補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<b>地盤崩壊 危険補償</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事(以下「工事」といいます。)に伴い、不測かつ突発的に発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流出・流入(以下「地盤の崩壊」といいます。)に起因して、土地、土地の工作物もしくは植物の損壊または動物の死傷(以下「財物の損壊」といいます。)について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</li> <li>○工事に伴う地下水の増減によって生じた地盤の崩壊に起因する財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</li> <li>○被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地盤の崩壊による河川または堤防の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>②被保険者が仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによる地盤の崩壊に起因する損害賠償責任</li> <li>③保険期間終了後に発見された地盤の崩壊に起因する損害賠償責任</li> <li>④シールド工法によらない場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任</li> <li>⑤シールド工法による場合は、地盤の崩壊に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた財物の損壊にかかる損害賠償責任</li> <li>⑥被保険者と発注者と同じくする他の請負業者が施工中の工事の目的物またはその所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任</li> </ul> </li> <li>○理由がいかなる場合でも、被保険者が支出した次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>①薬液注入にかかる費用</li> <li>②設計変更または工事変更のための費用</li> </ul> </li> </ul>
<b>借用不動産 損壊補償</b>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>○借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故により損壊(滅失、破損または汚損)した場合において、被保険者がその借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害</li> <li>&lt;借用戸室&gt; 被保険者が社宅、事務所または店舗として日本国内において他人から借用しているすべての戸室をいいます。 (ご注意) <ul style="list-style-type: none"> <li>・借用戸室には工場、倉庫は含まれません。</li> <li>・仕事の遂行の一環として行うイベント等のために他人から賃借する建物は含まれません。</li> <li>・この補償において、被保険者とは、借用戸室の賃借人である記名被保険者のみをいい、被保険者の役員および従業員は含まれません。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>共通事項</b> 記載の事項</li> <li>○次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意</li> <li>②被保険者の心神喪失または指図</li> <li>③借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。</li> </ul> </li> <li>○借用戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害 <ul style="list-style-type: none"> <li>①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。</li> <li>②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損壊</li> <li>③借用戸室の欠陥によって生じた損壊</li> <li>④借用戸室の使用または管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。</li> <li>⑤外来の事故に直接起因しない不測かつ突発的な借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損壊</li> <li>⑥詐欺または横領によって借用戸室に生じた損壊</li> <li>⑦土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損壊</li> <li>⑧借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、借用戸室ごとに、その借用戸室の機能の喪失または低下を伴わない損壊</li> <li>⑨借用戸室の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損壊</li> <li>⑩電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。</li> <li>⑪風、雨、雪、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損壊</li> </ul> </li> <li>○被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害</li> <li>○被保険者の使用者が所有する借用戸室が損壊したことによる損害 等</li> </ul>

## 主な補償内容

## 保険金をお支払いする主な場合

**休業損害  
補償**  
**費用  
利益**



- 保険期間中に生じた次の事故によって保険の対象が損害を受けたことによる損失または営業継続費用(以下「損失等」といいます。)
    - ①火災、落雷または破裂・爆発
    - ②風災、雹災または雪災
    - ③給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれ
    - ④騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは壊壊行為
    - ⑤航空機の墜落もしくは接触、飛行中の航空機からの物体の落下または車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触
    - ⑥保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊(ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、または土砂崩れを除きます。)
    - ⑦盗難によって生じた盗取、損傷または汚損
    - ⑧水災
    - ⑨外来的事故に直接起因しない不測かつ突発的な電気的または機械的事故
    - ⑩上記①から⑨までの事故以外の不測かつ突発的な事故
- <保険の対象>
- 日本国内に所在し、かつ、被保険者が全部または一部を占有する事業の用に供する建物等およびこれらの所在する敷地内にある被保険者の占有する物件(以下「対象物件」といいます。)をいい、次に掲げる物も含めます。
- ①敷地内に所在する建物等のうち、他人が占有する部分
  - ②敷地内に所在する建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等
  - ③敷地内に所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
  - ④対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備ただし、次に掲げる物は、この特約の保険の対象に含まれません。
- ①新築、増築、改築、修繕または取壊し中の建物
  - ②組立・据付中の屋外設備・装置または設備・什器等
  - ③仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材
  - ④道路、軌道その他の土木構造物
  - ⑤桟橋、護岸およびこれに取り付けられた設備・装置
  - ⑥海に所在する建物、屋外設備・装置および動産
  - ⑦自動車、船舶、航空機、人工衛星、ロケット、電車、機関車、客車および貨車等ならびにこれらに定着または装備されている付属品
  - ⑧通貨、小切手、電子マネー、株券、手形その他の有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
  - ⑨テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物であって、市販されていないもの

## 保険金をお支払いしない主な場合

- **共通事項** 記載の事項
- 次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた損失等
  - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - ②風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
  - ③保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害
  - ④保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
  - ⑤保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
  - ⑥万引き等によって商品・製品等に生じた損害
  - ⑦保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
  - ⑧国または公共機関による法令等の規制によって生じた損害
  - ⑨保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損害
- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等。この場合の損失等には、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損失等、および発生原因がいかなる場合でも事故がこれら的事由によって延焼または拡大して生じた損失等を含みます。
  - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ④⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- 次に掲げる事由によって対象物件と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備が損害を受けたことによる損失等
  - ①敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
  - ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
  - ③労働争議
  - ④脅迫行為
  - ⑤水源の汚染、渇水または水不足等

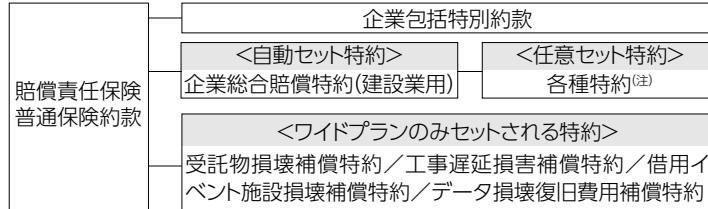
# 重要事項のご説明 全国中小企業団体中央会 ビジネス総合保険制度にご加入いただくお客さまへ

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1.商品の仕組

この商品には、「エコノミープラン」「ベーシックプラン」「ワイドプラン」の3つのプランがあり、ご加入時にお選びいただけます。適用される普通保険約款・特約は以下のとおりです。



(注)任意セットの特約は必要な場合にセットします。「**2.引受条件等(2)セットできる主な特約**」をご参照ください。

### 2.引受条件等

#### (1)補償内容

##### ■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
ビジネスプロ テクター	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。また、補償内容に応じて記名被保険者以外の方も被保険者となる場合があります。詳細は、本パンフレット(以下「パンフレット」といいます。)11ページをご確認ください。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

##### ■保険金をお支払いする主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

##### ■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

##### ■お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

### 2.告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

##### 特にご注意ください。

- ①申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。  
告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ②告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。  
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

#### (2)ご加入における注意事項(通知義務等)

##### 特にご注意ください。

- ①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- 保険料算出数値に変更(増加および減少)が生じる場合  
○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- ②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- △ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合  
△上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3.保険期間および補償の開始・終了時期

#### (1)保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

#### (2)補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

### (2)セットできる主な特約

セットできる主な特約はパンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」および「オプション」等のページをご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### (3)保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間／保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。
- 補償の開始／始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。
- 補償の終了／満期日の午後4時に終了します。

### (4)支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

### 3.保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1)保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完工工事高・売上高」および支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

■この保険契約では、ご加入の際に決定される「あらかじめ確定した保険料」を払い込んでいただきます。

■ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■新規法人等で、ご加入の際に把握可能な最近の会計年度(1年間)の完工工事高・売上高が存在していない場合は、ご加入における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料(注)を算出します。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

#### (2)保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

### 4.満期返りい金・契約者配当金

このご契約には、満期返りい金・契約者配当金はありません。

### 5.解約返りい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

注意喚起情報の「**[6.解約と解約返りい金]**」をご参照ください。

### (3)補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

### 4.保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

##### 特にご注意ください。

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

### 6.解約と解約返りい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返りい金として返還します。ただし、解約返りい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

■ご契約を解約する場合、払込みいただいた保険料が最低保険料(加入者証に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することができます。

### 7.保険会社破綻時等の取扱い

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以

この書面では建設業総合賠償責任保険(ビジネスプロテクター(建設業用))に関する重要事項([契約概要][注意喚起情報]等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)に

よって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。※この書面をご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管してくださいますようお願いいたします。

下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返り金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

# ご注意いただきたいこと

## 1. ご加入時にご注意いただきたいこと

### ~注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと~

●次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容等を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

## 2. ご加入後にご注意いただきたいこと

### ~注意喚起情報のほかご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切

## 9.個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### [個人情報の取扱いについて]

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

# 事故が起こった場合の手続

## (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

に保管してください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

### 特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行なう「示談交渉のサービス」を行ないませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることができますのでご注意ください。

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

### 保険金のご請求に必要な書類

(1)引受保険会社所定の保険金請求書	書類の例
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の保険金請求書 引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸経費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本、修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書 権利移転証(兼)念書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①保険金請求権者を確認する書類 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書 住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等

が不可欠な場合は、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。



# よくあるご質問についてお答えします。



加入期間(保険期間)中に事務所ビルを新設することになりました。保険会社への通知は必要ですか。



**A いいえ。通知は必要ありません。**

ビジネス総合保険制度(建設業用)は貴社のすべての施設、業務、生産物等にまつわるリスクについて1つの保険契約でまとめて補償することができます。補償の重複や加入もれの心配はありません。

(ご注意)一部対象とならない施設、業務、生産物等もあります。



新設の法人で会計年度(1年間)の完成工事高・売上高がまだあります。この場合、加入できますか。



**A はい。ご加入いただけます。**

新設法人等で最近の会計年度(1年間)の完成工事高・売上高が把握できない場合は、事業計画値を完成工事高・売上高とみなして保険料算出の基礎とします。この際、事業計画値を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、加入期間(保険期間)終了後に実際の完成工事高・売上高をご通知いただく必要はありません。



安全管理に力を入れているのですが、保険料は安くなりますか。



**A はい。自動車等の安全管理や製品の品質取組等に応じた割引制度をご用意しております。**

詳細につきましては10ページをご参照ください。

## 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。  
**三井住友海上お客様デスク 0120-632-277(無料)**

【受付時間】平日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)  
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

### 事故が起こった場合 遅滞なくご加入の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
**三井住友海上事故受付センター 0120-258-189(無料)**

## 指定紛争解決機関

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会 0570-022-808** [ナビダイヤル  
(全国共通・通話料有料)]

・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日  
および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話  
からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

引受保険会社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<https://www.ms-ins.com>

## <ご連絡先>

■ 代理店・扱者 ■

■ 中央会名 ■